

第2次大磯町男女共同参画推進プラン
(素案)

平成29年3月

第2次大磯町男女共同参画推進プラン 目次

第1章 計画改定において

- (1) 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 計画の内容

- (1) 基本目標1 女性の活躍と参画の推進・・・・・・・・ 6
- (2) 基本目標2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）・・・・ 10
- (3) 基本目標3 人権としての性の尊重・・・・・・・・ 16
- (4) 基本目標4 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発・・・・ 19

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第1章 計画改定において

(1) 計画改定の趣旨

本計画は、「男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号））という男女共同参画社会の実現をめざす、大磯町の男女共同参画計画です。

国では、「第4次男女共同参画基本計画（平成27年）」の策定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）（平成13年法律第31号）」の制定や改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）」の成立、神奈川県では、「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）（平成25年）」の策定など社会情勢の変化に応じた法律などの整備が行われ、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組みが進められています。また、平成28年に国がまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」においても、働き方改革、子育て環境の整備、希望出生率1.8に向けた取組みを進めるためにも、さらなる女性の活躍が求められています。

大磯町では、平成18年3月に「大磯町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

しかしながら、平成27年度に実施した「大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査」の結果では、大磯町内で男女共同参画社会が進んでいるかという問いに対して、「かなり進んでいる」、「ある程度進んでいる」と回答した人は27%、「あまり進んでいない」、「まったく進んでいない」と回答した人は35%という結果となりました。

こうした状況から、町におけるこれまでの男女共同参画社会の形成に向けた取組みは未だ十分とは言えず、近年の問題傾向に対する認識を新たにしながら、男女がともに、みずからの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取組みが、引き続き必要であると考えます。

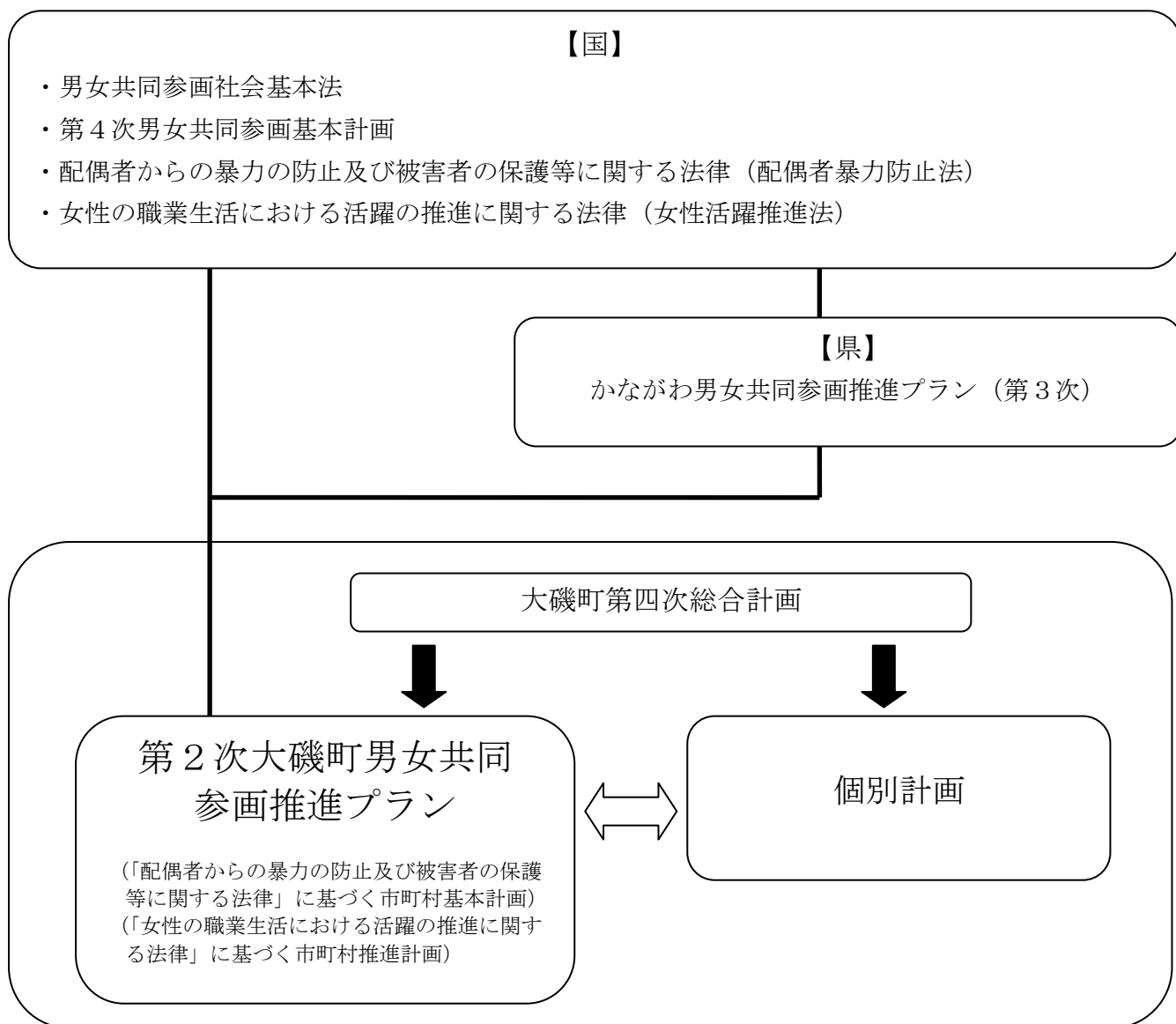
この「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」は、これまでの「大磯町男女共同参画推進プラン」を基本に、法改正等の動きやアンケートの結果を踏まえながら、時代に即した施策を展開するために改定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、大磯町第四次総合計画に基づく分野別の個別計画です。

また、本計画の基本目標3の施策の方向9「配偶者等からの暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画の性格も併せ持ちます。

さらに、基本目標1及び基本目標2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画の性格も併せ持ちます。



第2章 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

① 固定的な性別役割分担意識を解消し、みずからの個性と能力が発揮できる社会

性別による役割とは、社会や文化によって相対的に定められたもので固定的なものではありません。しかし、社会通念としていったん定められてしまうと、そこから脱却して各自が自由な性別役割観を形成することは容易ではありません。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、若い世代を中心に徐々に変化がおきてきていますが、実際に家事・育児・介護など女性が主として担っている負担は大きく、また、男性優位の慣行・慣習のもとで、女性の能力発揮や主体的な活動が妨げられていることもあり、いまだ固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っています。

これからは、一人ひとりが自己実現を図ることができる社会の形成に向けて、個人がそれぞれの価値観に基づいて主体的に生き方を選択し、みずからの個性と能力を自由に発揮できる環境が必要です。そのためには、「女だから」「男だから」というような固定観念にしばられることなく、また、男らしさや女らしさといった外枠に当てはめ自分をとらえるのではなく、女性と男性の理解と協調のもと、等しく個人が尊重され、「自分らしさ」を主張できる社会が必要です。

② 男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会

女性の社会参画の意義は、単に女性の労働力を社会に活かすということにとどまりません。多様な人々が社会のあらゆる場に参画することによって、豊かな未来を切り開く新たな価値の創造が可能になります。

確かに、就業面に見られるように女性の社会参画は、価値観の多様化や社会要請の高まりなどの要因によって、年々増加し、その領域に広がりを見せています。

しかし、家庭責任や地域活動においては、そのほとんどを女性の参加や負担に頼っている一方、政策や方針の決定の場においては、女性の関与は少ないという、性別役割分担意識に起因する偏りが見られます。

女性が多様な生き方を選択できるということは、様々な分野において、女性が活躍できる場の裾野が広がり、男性も多様な生き方を選択することが可能となり、女性と男性がともに暮らしやすい生活が実現されます。

そして、活力ある、調和のとれた社会を形成するために、社会のあらゆる分野に女性と男性がともに参加し、お互いを尊重しながら協力していくことが必要です。

③ 人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会

人間の尊厳として基本的人権が尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、女性と男性がともに自由に個性と能力を發揮し、一人ひとりが対等な関係の社会が望まれています。人権という、より広範な領域において、女性の人権の実体を明らかにし、女性と男性の人権の現状をより明瞭にしていくことが必要です。

女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができることが男女共同参画社会の実現に必要です。

④ 町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会

教育・家庭・福祉・健康・労働・社会参画など幅広い分野に関連した男女共同参画施策については、総合的な計画に基づいて、推進していく必要があります。

役場の内部組織においては、各部門の相互の連絡・調整を行う総合的な体制を整備するとともに、広く町民の理解と協力を得ながら、町と町民が一体となって取り組めるような推進体制を維持することが求められます。

また、女性をめぐる諸問題を調査・検討するうえでも、町内の人的ネットワークや情報ネットワークを構築し、関係機関と連携することが大切です。

そして、大磯町のみにとどまらず、近隣市町村を含めた自治体間の交流を行い、協力し連携を図りながら男女共同参画行政を推進していくことが必要です。

(2) 計画期間

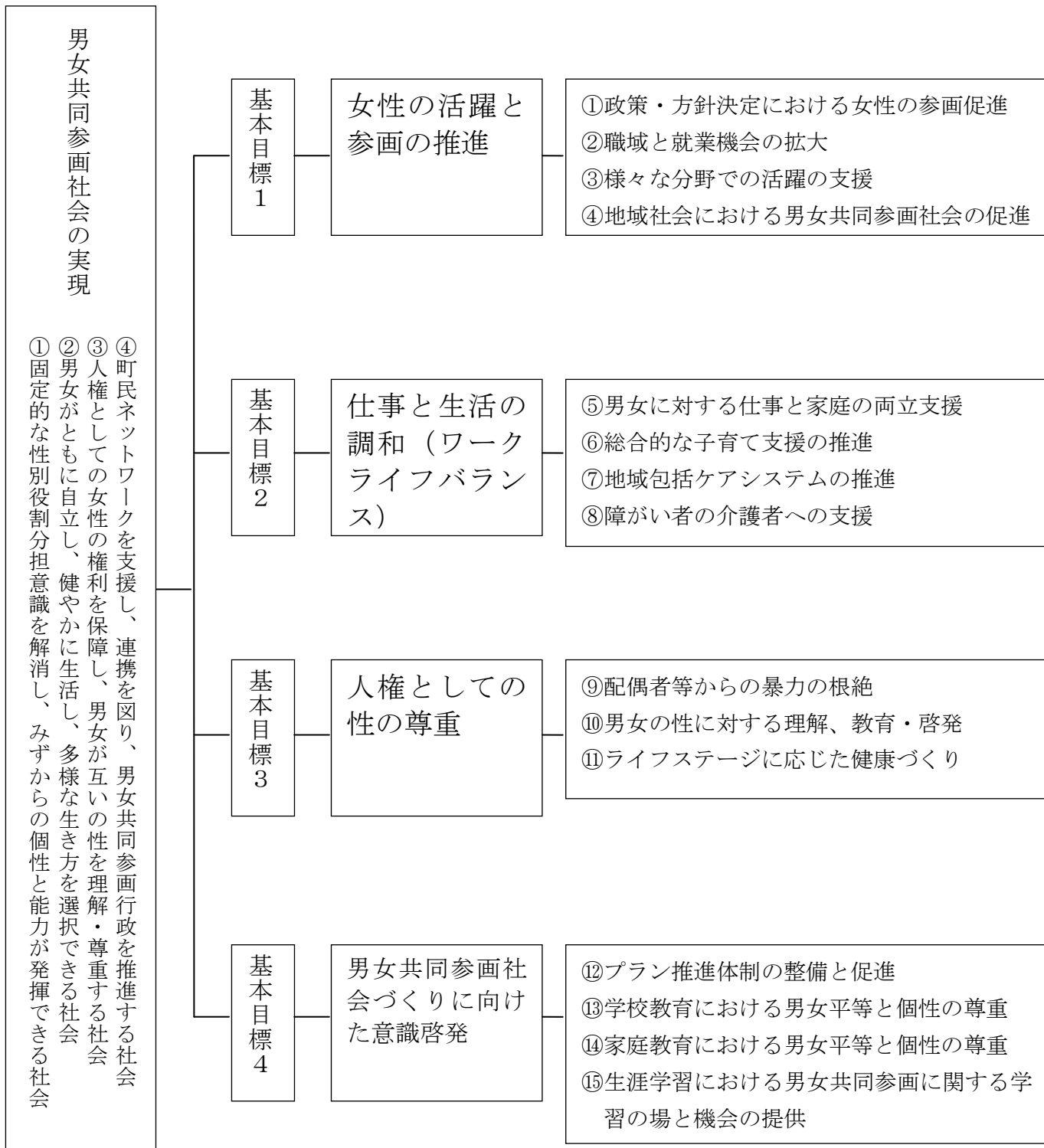
本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

(3) 計画の体系

【基本的な考え方】

【基本目標】

【施策の方向】



第3章 計画の内容

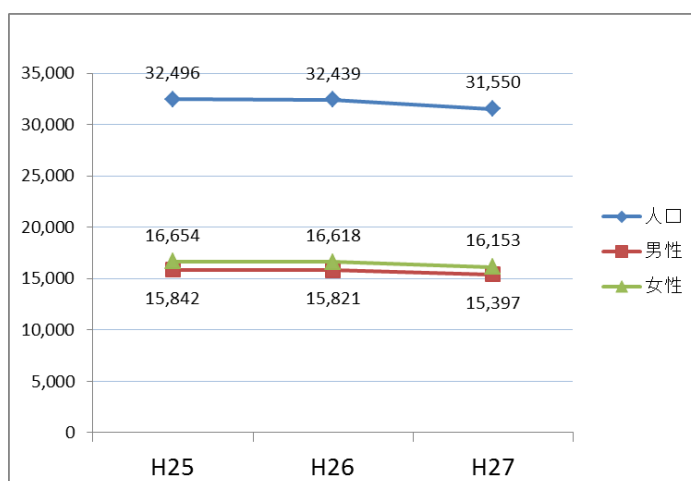
(1) 基本目標 1 **女性の活躍と参画の推進**

【現状と課題】

大磯町の人口の半数以上は女性が占めており、町の政策や方針の対象や影響を半数以上の女性が受けることから、女性と男性ともに、あらゆる分野において生き生きと個性や能力を発揮し、政策・方針決定過程へ対等に参画することが、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。

近年、政治や企業、官公庁の政策・方針決定過程など、様々な場面で女性と男性が一緒に活躍する姿が見られるようになりましたが、防災や地域活動の分野などにおいても女性の参画をさらに促進し、あらゆる分野において女性が活躍できるように支援する必要があります。

図1 大磯町男女別人口



※国勢調査より

表1 大磯町の審議会等の女性委員率

H25 年度	H26 年度	H27 年度
20.8%	26.1%	27.0%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査より（内閣府）

表2 大磯町議会の女性議員率

H25 年度	H26 年度	H27 年度
57.1%	57.1%	50.0%

施策の方向1 政策・方針決定における女性の参加促進

政策・方針決定の場に男性のみならず女性が参画し、女性の意見を積極的に反映することは、男女平等社会の実現のために大切な要件です。女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画を促進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
1	町審議会等、方針決定の場への女性参画促進	町審議会等に対し、男女共同参画の理解促進と、女性の積極的な登用への協力を図ります。	町民課

施策の方向2 職域と就業機会の拡大

性による差別を撤廃し、性別にとらわれない個々人の能力重視の考え方の徹底や多様な就労形態を可能にするため、関係機関が男女の平等な雇用に関する積極的支援の必要性について十分認識できるよう啓発を強化します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
2	企業・団体等への女性登用の働きかけ	女性の就労環境の整備や雇用条件の性による格差の是正、女性の管理職登用など、「男女雇用機会均等法」を遵守するよう町内の企業・団体等に対して啓発します。	産業観光課
3	町女性職員の採用と登用促進	町における女性職員の採用・登用を推進するため、女性職員の多様な経験が可能な人事配置や職務分担を推進します。また、職員一人ひとりが、より能力を高め発揮できるような研修の機会を平等にし、管理職を対象に女性職員の育成指導やより良い就労環境づくりにつながる研修を実施します。	総務課
4	男女平等を基にした教職員の採用と登用促進	小中学校教員は神奈川県での採用となっていますが、町としても配置についてバランスよくできるよう要望します。また、人事異動について男女平等に努めるとともに、管理職の女性登用を実施します。	学校教育課

施策の方向3 様々な分野での活躍の支援

職場や地域において女性が積極的に活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そのための学習の場や機会を積極的に提供し、あらゆる分野へ参加・参画ができる条件整備や環境づくりを推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
5	女性の職業能力開発と訓練機会の提供	関係機関と連携し、就業訓練等の情報の収集・提供等を実施します。	産業観光課
6	女性の起業支援	性別によらず、広く起業者に対して情報の収集・提供等を実施します。	産業観光課
7	女性の活躍推進のための機会提供	女性が主体的に物事を考え、みずからの権利を行使できるよう、各種分野の学習講座を開設し、女性の社会的視野の拡大を図ります。	生涯学習課

施策の方向4 地域社会における男女共同参画社会の促進

防災・災害対策のあらゆる場面において女性の視点を取り入れ、女性の参画を推進します。また、自治会など地域団体においても、女性の参画、役職への登用が進むよう働きかけを行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
8	男女双方の視点に十分配慮した避難所における生活環境の確保	避難者のプライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮した、避難所における生活環境確保のための取組みを推進します。	危機管理課
9	災害時における女性ボランティアの活動推進	女性消防団員や女性防火クラブ員の加入促進を行うとともに、災害時に支援者として活躍できるよう実践的な訓練等を実施し、災害時における女性ボランティア活動の取組みを推進します。	危機管理課 消防総務課
10	地域団体の役員への女性登用の促進	自治会などの地域団体の役員に女性の登用が進むよう働きかけを行います。	町民課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
11	ボランティア活動人材育成のための機会提供	社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア団体に対する活動支援を行い、町内で活動するボランティアの育成に努めます。	福祉課

成 果 目 標

評 価 指 標	現況 (H27 年度)	H32 年度 目標数値
町審議会等への女性参加率	27%	40%
区長・副区長の女性割合	1.5%	5.0%

(2) 基本目標 2 **仕事と生活の調和(ワークライフバランス)**

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており(※図2)、女性が出産等を機に退職する状況があります。その中には、就業継続を希望しながらも、仕事と子育て、介護等との両立が難しいために退職する女性も多くなります。

女性が働き続けるためには、働き方改革による企業の育児休業の取得などに対する理解や、家事分担など家庭における男性の参画を促進するとともに、子育て支援や介護等福祉サービスの充実などの社会環境の整備に取り組む必要があります。

図2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

表3 学童児童数の推移(各年5月1日) (単位:人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
大磯学童保育クラブ	92	96	95	83	105
国府学童保育クラブ	67	66	60	69	79

表4 待機児童数の推移(各年4月1日) (単位:人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
待機児童数	5	3	1	11	18

表5 要介護認定者数の推移(単位:人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
要支援	378	422	440	458	428
要介護1	284	284	293	347	372
要介護2	228	255	281	267	250
要介護3	210	188	214	214	213
要介護4	223	228	207	227	242
要介護5	200	191	192	184	199

※大磯町高齢者保健福祉計画より

施策の方向5 男女に対する仕事と家庭の両立支援

女性と男性がともに人間らしく労働し、育児や介護もともに果たすことができるように労働時間の短縮と、マタニティ・ハラスメントといった妊娠・出産・育児休業取得等を理由とした差別的な待遇を受けないように、関係機関に対し啓発を行います。

また、男性の家庭生活に参画する権利を守るとともに、男性の家庭・地域活動等への積極的な参画を促し、子育てに対し女性と男性がともに関わり、親としての役割を果たすことができるように支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
12	育児・介護休業制度の周知	雇用均等に関する相談窓口の広報ポスターを利用して労働者のために広く周知します。	産業観光課
13	就業相談窓口の整備と広報	窓口等にパンフレットを設置し、広く町民に対し周知します。	産業観光課
14	ともに子育てをするための育児支援 (父親・母親教室の開催)	赤ちゃんのお風呂の入れ方や離乳食づくり、夫がつくるクッキング、妊婦体験など夫婦で参加するマタニティースクールを開催します。また、父親が積極的に子育てに参加し、ともに子育てをし、子育てを楽しむことができるように、父親向けの講座（イクメン講座）等を開催します。	子育て支援課 スポーツ健康課

施策の方向6 総合的な子育て支援の推進

女性の社会進出が進み、多様な分野でその能力を発揮し活躍する女性が増えている今日、子育て支援はますます必要とされています。

子どもを産みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てにともなう喜びを実感できる社会をめざし、地域社会全体で子育てを支援する取組みを推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
15	保育・教育環境基盤の確保	すべての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、民間の力を活用しながら、働き方の多様化に対応できる施設を確保し、待機児童対策を推進します。	子育て支援課
16	多様な保育・教育サービスの充実	保護者の就業形態や保育ニーズ、子育てに対する負担感の軽減等を図るため、一時預かりや病後児保育など多様な保育・教育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
17	多子世帯に対する負担軽減の実施	第2子以降に該当する子どもの保育料を無料にし、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
18	子育て家庭支援の充実	親子や仲間との交流などそれぞれが助け合い子どもたちの成長を支援できるように、子育て情報の収集・提供、育児相談の実施や学習・交流機会の提供、子育て支援に関わる人材の育成などを行い、地域において孤立しない子育て環境づくりに取り組みます。また、子育て支援総合センターに専門のアドバイザーを常駐させ、より専門的なアドバイスを提供することで、子育て中の不安感や負担感の軽減を図ります。	子育て支援課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
19	放課後児童対策の充実	保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。また、「放課後児童健全育成事業（学童）」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後児童対策に取組み、すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所の提供を推進します。	子育て支援課
20	朝の子どもの居場所づくりの推進	保護者が就労などの理由により学校の始業前に家庭にいない小学生が、安全・安心に過ごすことのできる居場所を設け、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。	子育て支援課
21	三世代による子育て支援の推進	世代や性別を問わずに子育てを担う環境をめざし、子育て世代と高齢者がふれあい、相互理解を図る場を提供します。	子育て支援課
22	ひとり親家庭等への総合的支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種の子育て支援事業や福祉制度の紹介など、ひとり親家庭を総合的にサポートします。	子育て支援課

施策の方向7 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護など包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められています。構築に向けて、地域住民が性別を問わず生活支援の担い手となる体制作りに取り組みます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
23	地域での見守り体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らすとともに、介護する人の負担を軽減させるため、地域での見守り体制の充実を図ります。	福祉課

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
24	分かりやすい情報の提供と相談体制の充実	介護する人も介護される人も身近なところで、必要な介護サービス・介護技術等の情報提供や相談・指導が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。	福祉課

施策の方向8 障がい者の介護者への支援

障がい者の介護は、高齢者を中心とする介護と同様、介護する人の負担は大きく、介護により仕事を離職したり、介護疲れなどの肉体的、精神的な問題が生じています。

性別を問わず、援助を必要とする人々が安心して暮らせる社会とは、男女共同参画を進める上での前提であり、援助を必要とする人々や、それを支える人々に対する支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
25	自立に向けた雇用・就労支援の促進	障がい者の社会生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う生活上の相談に応じ、就労支援事業所、就業・職場定着に係る関係機関との連絡調整を行い、障がい者の自立を促進することにより、介護する人の負担軽減を図ります。	福祉課
26	福祉サービスの充実	障がい者の自立と社会参加を支援するため、「障害者生活支援事業」を委託により行い、専門相談員が身体・知的・精神に障がいを持つ本人及びその家族からの様々な相談に応じるとともに、保健福祉や教育等の関係機関等と連携して本人を支えることにより、地域で自立した生活を送れるよう支援します。	福祉課

成 果 目 標

評 価 指 標	現況 (H27 年度)	H32 年度 目標数値
認定こども園の設置数	0 園	2 園
認知症サポーターの人数	1,496 人	3,000 人

(3) 基本目標3 人権としての性の尊重

【現状と課題】

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基本ですが、配偶者等に対する暴力（※図3）やセクシャルハラスメントなどが依然としてみられ、男女共同参画社会の形成にむけての大きな課題となっています。

近年では、殴る、蹴る等の身体に対する暴力だけではなく、大声で怒鳴る、生活費を渡さないなどの精神的暴力や性的暴力、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しており、神奈川県では「DVに悩む男性のための相談窓口」を開設するなど、暴力の種類は多様化（※図4）しています。事件を未然に防ぐためにも、関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努める必要があります。

また、男女の身体の違いを理解し合い、生涯を通じて健康を維持することは不可欠であり、性差に応じた健康支援を行う必要があります。

図3 DV経験について

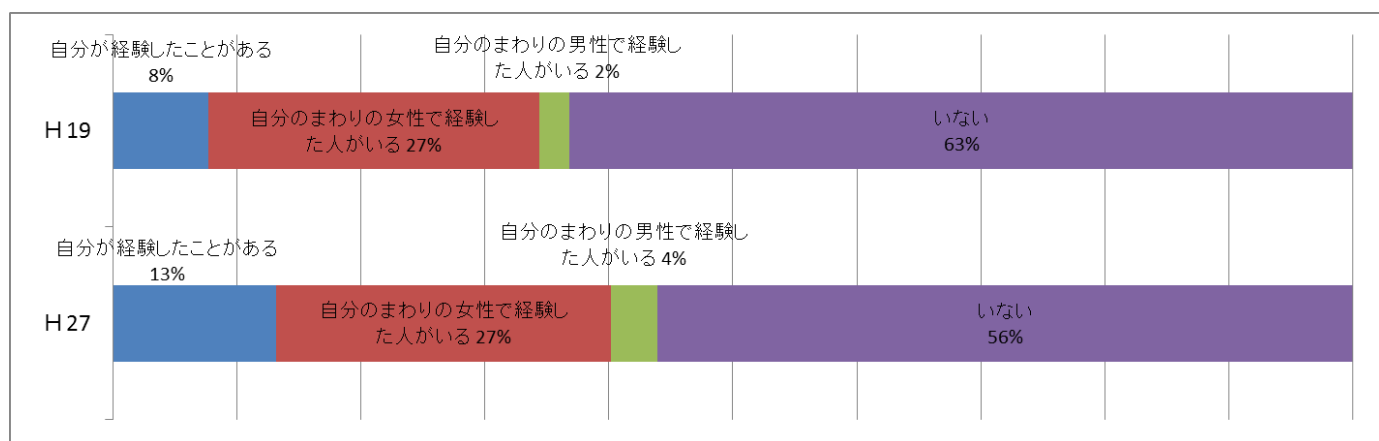
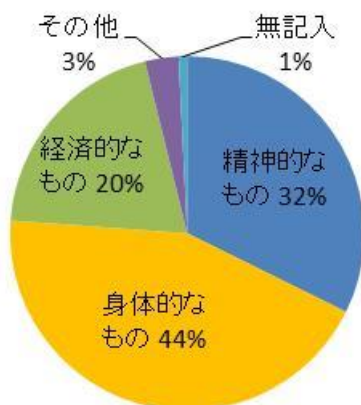


図4 経験したことのああるDVの内容について



※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

施策の方向 9 配偶者等からの暴力の根絶

被害者の安全確保を最優先としつつ、啓発活動をはじめ、関係機関との連携を強化し、相談体制を充実し、DV被害者へ支援を行います。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
27	DV防止に向けた意識啓発	広報誌や窓口周知カード等を活用してDVやデートDVに関する情報発信を行い、暴力防止について啓発します。	町民課
28	DV等に関する相談や関係機関との連携	関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。	町民課
29	子どもへの支援	児童相談所等関係機関と連携し、子どもの安全を確保し、心身のケア等支援の充実を図ります。	子育て支援課
30	児童虐待の予防	子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や子育て中の保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うことで、児童虐待の早期発見や地域での見守りを充実する取組みを推進します。	子育て支援課 スポーツ健康課

施策の方向 10 男女の性に対する理解、教育、啓発

学校・家庭・地域などすべての場の生活の中で、性についての正確な情報を提供し、生命の大切さ、人権尊重、男女平等の視点に立った性教育を推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
31	男女共同参画の視点に立った性に関する教育と啓発	児童・生徒が生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持つことによって、みずから判断し、意思決定の能力を身に付け、適切な行動をとることができるよう、性に関する指導の充実を図っていきます。	学校教育課
		人権教育講座等に男女共同参画を取り入れるように検討します。	生涯学習課 福祉課

施策の方向 11 ライフステージに応じた健康づくり

女性は妊娠や出産などを経験することから、女性と男性では、身体的、生理的な差異を十分に理解し合い、心身の健康に関して正確な知識や情報を得られるよう啓発を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※）に関する意識を社会全体に浸透させます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
32	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※）の考え方の普及	望まない妊娠を避けるための知識の普及や、妊娠SOSかながわなどといった相談窓口を周知します。	スポーツ健康課
33	生涯を通じた女性の健康増進	女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）を推進し、健康診査、健康相談などにより女性の健康づくりを支援します。	スポーツ健康課
34	女性のこころの健康相談窓口の整備	思春期の女性の心の悩みからくる疾病や育児不安、加齢や体調の変化などからの不安、職場や家庭での人間関係からくるストレス、セクシャルハラスメントなど、精神保健福祉のための相談窓口の整備を図り、支援体制づくりを行います。	スポーツ健康課 子育て支援課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…性と生殖に関する健康と権利

成 果 目 標

評価指標	現況 (H27年度)	H32年度 目標数値
人権に関する講演会・研修の参加者数	71人	100人
健康づくり等講座の開設数	27講座	28講座

(4) 基本目標 4 **男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発**

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域社会のそれぞれの場で、町民一人ひとりが「男だから」「女だから」という意識にとらわれず、男女共同参画についての意識を持つことが重要です。しかしながら、大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査によると、「男女共同参画社会」の認知度は、40%で（※図5）、また、大磯町内で、男女共同参画社会が進んでいると認識している割合のほうが少ない結果となりました。（※図6）

こうした状況から、町の男女共同参画施策を効率的・効果的に展開できるよう、役場の内部組織の推進体制において、長期的・短期的展望を確認しながら男女共同参画事業を推進し、男女共同参画行政の意義とその重要性を浸透させるために啓発する必要があります。

また、性別による偏りのない男女平等の社会づくりは、生涯を通してすべてのライフステージで推進されなければなりません。学校・家庭や地域社会などのあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていく必要があります。

図5 男女共同参画社会認知度について

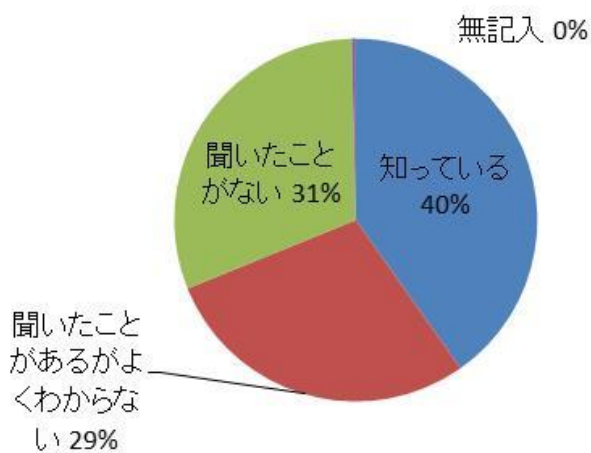
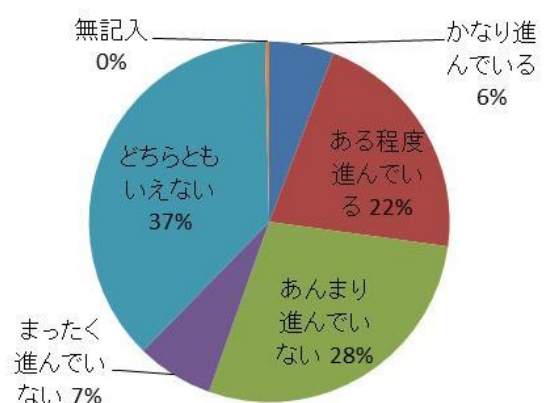


図6 大磯町内で男女共同参画社会が進んでいるか



※大磯町男女共同参画に関する町民アンケート調査より

施策の方向 12 プラン推進体制の整備と促進

庁内組織を設置し、男女共同参画行政についての調査研究等を行い、「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」を総合的かつ効果的に推進します。また、国や県が実施する研修会等へ町担当職員を派遣し、関係機関と連携・協力を図りながら、男女共同参画施策の推進を図ります。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
35	男女共同参画行政推進会議の設置	庁内組織において、男女共同参画に係る施策についての調査研究を行い、「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」を総合的かつ効果的に推進します。	町民課
36	関係機関との連携	国や県が実施する男女共同参画に関する会議や研修会に町担当職員を派遣し、関係機関との情報の収集に努めるとともに連携・協力を図ります。	町民課
37	男女共同参画に関する町職員研修	男女共同参画に関する町職員研修の機会を提供し、職場環境の整備や意識改革を推進します。	総務課

施策の方向 13 学校教育における男女平等と個性の尊重

学校教育全体を通じて、人権と個性の尊重、男女の平等や相互理解・協力を推進する教育の充実を図ります。また、教育に携わる者への意識啓発に努めます。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
38	学習・指導・カリキュラムの充実	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を發揮できるような教育活動を推進します。特に、中学生が幼稚園等を訪問する子育て理解教育の実習を通して、男女が共同して家庭を築くことの重要性等について、理解を深めることができるよう努めます。	学校教育課
39	性に関する教育・啓発	小中学校では、性に関する教育について、児童生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、取り組みます。学級通信で情報提供したり、授業参観等を活用したりして家庭との連携を図り啓発に努めます。	学校教育課

施策の方向 14 家庭教育における男女平等と個性の尊重

家庭は子どもが人格を形成する最初の場所であり、男女平等意識を育てるうえで大きな役割を担っています。家庭における性別役割分担意識の解消を積極的に推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
40	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の開設	家庭教育講座等に男女共同参画に関する学習を取り入れるように検討します。	生涯学習課

施策の方向 15 生涯学習における男女共同参画に関する学習の場と機会の提供

生涯を通じて、男女共同参画の意識を高めるよう、学習機会の提供を推進します。

No.	実施事業	事業の内容・目標など	担当課
41	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画講演会を開催し、啓発を積極的に図ります。	町民課
42	男女共同参画に関する生涯学習講座の開設	生涯学習講座等に男女共同参画に関する学習を取り入れるように検討します。	生涯学習課
43	就業意識の育成と生涯を通じた就業支援の充実	雇用対策を推進するために、関係機関との連携を図りながら、求職への情報提供、雇用開発を促進します。	産業観光課

成 果 目 標

評価指標	現況 (H27年度)	H32年度 目標数値
男女共同参画社会の認知度	40%	50%

資料編

- 「大磯町男女共同参画」に関する町民アンケート調査集計結果
- 大磯町男女共同参画推進行政推進会議設置要綱
- 男女共同参画社会基本法
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律